

扶養者数	本人の所得限度額(単位:千円)					配偶者または扶養義務者の所得限度額(千円)				
	0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人
特別障害者手当等(国)	3,758	4,138	4,518	4,898	5,278	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175
特別障害者手当										
障害児福祉手当										
経過的福祉手当										
心身障害者福祉手当(区)	3,758	4,138	4,518	4,898	5,278	20歳未満の場合、扶養義務者の所得限度額(千円)				
身障手帳1,2級 愛の手帳1,3度										
身障手帳3級 愛の手帳4度										
難病患者福祉手当	3,758	4,138	4,518	4,898	5,278	20歳未満の場合、扶養義務者の所得限度額(千円)				
重度心身障害者手当(都)	3,758	4,138	4,518	4,898	5,278					
福祉タクシー	3,758	4,138	4,518	4,898	5,278					
自動車燃料費助成										
マル障 心身障害者医療費助成	3,758	4,138	4,518	4,898	5,278	20歳未満の場合、国保世帯主、社保被保険者の所得限度額(千円)				
						3,758	4,138	4,518	4,898	5,278

(注)1 特別障害者手当等は所得限度額以上のときは支給停止。それ以外の手当等については、所得限度額を超えた場合は資格喪失。資格喪失された方の年間所得が、所得限度額内になった時は、改めて申請する必要があります。

(注)2 「扶養親族等の中に、老人扶養親族、特定扶養親族がいるときは、一定額を所得限度額に加算できる」等の取扱いがあります。また、総所得金額等から各種の控除が認められていますので、詳細は担当にお尋ねください。

(注)3 何時の所得を確認するかは、手当等により違います。特別障害者手当等(国)、心身障害者福祉手当(区)、難病患者福祉手当は8/1が始期、重度心身障害者手当(都)は11/1、福祉タクシー、燃料費は10/1、マル障は9/1が始期となっております。詳細は担当にお尋ねください。